

事務所だより

第69号

発行

黒崎合同法律事務所

北九州市八幡西区黒崎三ノ一七アースコート黒崎駅前BLDG. 4F
電話■093(64)22868・FAX■093(64)22856初夏の風が
さわやかな季節となりました

前回の事務所ニュース発行後、ロシアによるウクライナ侵攻が起こり、世界情勢が大きく変化し、世界中の注目を集めています。日本でも、「憲法を『改正』して軍事力を強化すべきだ、敵基地攻撃能力を、核共有を…」というような話が次から次に浮上し、一気に戦争のできる国に近づいているのではないかと不安を抱く人も少なくないでしょう。また、新型コロナウイルスの流行も収束せず、これに伴い、憲法を改正して緊急事態条項の創設を、という話もあります。

この国が、そして世界が、これからどういう方向に進むのか。今が重要な分岐点なのかもしれません。誰かがどうにかするだろう、ではなく、1人ひとりが考え、声を上げ、日本が、世界が、間違った方向へ突き進むのを阻止し、本来あるべき未来を築いていきましょう。



弁護士 田邊 匡彦
 弁護士 横光 幸雄
 弁護士 東 敦子
 弁護士 溝口 史子
 弁護士 平山 博久
 弁護士 朝隈 朱絵
 弁護士 三苫 和喜
 弁護士 安部 千春 (顧問)
 事務局長 原田 祥昌
 外 事務局員 一同

「戦争法学」事始めを読む

弁護士 横光 幸雄



はじめに

北九州の先輩弁護士清原雅彦氏が、「戦争法学」事始めという本を出版している（スーパージェイション発行・二九八〇円）。著者は法の力・法理論の力で戦争や武力紛争を防止する目論み、世界平和をもたらす努力をするのが法学に携わる者の責務ではないか、その困難に立ち向かう勇気を持つと問題提起する。そして、戦争の無くならない原因の一つは、大国のエゴであり、弱小国を武力により制圧し、より多くの富を自国が優越的に得たいという欲望が無くならない事であるとし、これを改めさせるには、大国の権力者に武力による自国の優越的地位を保とうとする考えを改めさせること。具体的には国連等の世界組織を強化すると同時に、その組織の中で大国の特権を失わせることであるとする。

ウクライナ侵略

今年二月からのロシアによるウクライナ侵略で大国のエゴと、国連安保理が機能しない現実を目のあたりになると、法の力の無力を感じない訳にはいかない。

しかし一方で、国連は加盟一九三ヶ国のうち一四一ヶ国の圧倒的多数でロシアの国連憲章違反を断罪し「武力行使の停止」と「軍の即時完全、無条件撤退」を求める非難決議を採択した。これは、国連憲章という国際法で問題の解決を図ろうとするもので、今後の道筋を示すものである。

また、原発・病院・民間人への無差別攻撃、虐殺は、どんな戦争でも守らなければならないジュネーブ条約など国際人道法に反する戦争犯罪である。更にプーチンが核の先制使用威嚇を行っていることは国連憲章や核兵器禁止条約に違反する。

このように、既に定立済みの国際法を順守させるだけでも悲惨な戦争は回避することができるはずである。

武力で戦争は避けられるのか

自民党や日本維新の会はウクライナ

ナの危機に乗じて、日米同盟の強化と称して「敵基地攻撃能力の保有」「アメリカとの核共有」など、歯止めのない軍備拡大を求め「軍事対軍事」の危険な道に日本を引きずり込もうとしている。しかし、核保有が抑止力にならないことは今回のロシアの侵略で明らかになった。また、核保有に関し、唯一の被爆国日本が核保有を進めるなら、核兵器禁止の条約などいよいよ後退し、核による滅亡への危機が現実的ものとなってくる。

憲法九条の平和主義、武力不保持の規定は軍事対軍事で平和を創設することはできないとの歴史の教訓に基づくものであり、これを改定しようとする議論は歴史に目をつぶるものである。

軍事費を拡大すると国民の暮らしは？

五月二三日、岸田首相は訪日したバイデン大統領に対し「日米同盟の抑止力、対処力を強化」するとし、軍事費について「相当な増額を確保する決意」を表明した。自民党によれば従来のGDP1%程度から2%程度まで約五兆円もの増額を検討し

ているようである。

しかし、日本国の借金は長期債務だけで一〇一七兆円これに短期債務、地方自治体の債務も合わせると一二四一兆円余りになり、国民一人あたり一〇〇〇万円もの借金を抱えているのである。

国に軍事費調達の余力がないなら今後は財政支出の削減と増税が待ち構えているということである。年金、生活保護、教育など福祉予算切り下げ、医療費の患者負担増などで支出を削減する一方で、所得税や相続税、消費税などの切り上げが予想される。貧富の格差はより広がり、老人や子ども、女性など弱者の切り捨てが強められ「軍事大国化」が進められることになる。

しかし、これはあの明治憲法のものでいつか来た道ではないか。

平和憲法を守る 仁比弁護士を国会へ！

冒頭の清原弁護士の「勇気をもとう」という呼びかけに思いを致せば、我々法律家の課題は、法を解釈することだけでなく、法を実践し、またすべての人々が幸福になるような法を創造することではないか。

来る参議院選挙で、北九州の熱血弁護士仁比聡平氏が。憲法九条を高く掲げて国会に復帰することを心より期待したい。



「戦争法学」事始め

清原雅彦

著者 横光幸雄



国家を主語とする旧来の法学者たちによる戦争法研究から、市民、国民を主人公とした「戦争法学」創設を語る熱い意思。希望の軌跡をみだしたいです。

豪華後記 (TBS系「報道特集」キャスター)

1. 子どもの権利条約 「4つの権利」

① 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

② 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③ 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になつたら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④ 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

2. 日本が批准したのは約30年前

子ども権利条約は、世界中のすべての子どもが健康に生きて、学んで、自由に活動し、大人や国から守られ援助されながら成長する権利があると定めています。日本は1990年に署名し、1994年に批准しました。私が大学生のときです。

私が小学校高学年のころ、友達が学校帰りにお菓子を買って食べたこと、ゲームセンターに行ったりしたことがされると全校集会の後、みんなの前に立たされてビンタをされて

いました。怖くてたまりませんでした。痛そうなのはもちろんですが公開処刑は心もえぐります。

中学生時代も似たようなものでした。いわゆる校内暴力は収まりつつある時代でしたが、時代を逆行させないぞと意気込んでいた先生側の強権政治はすごかったです。勉強をがんばる大人しい子たちも「内申書」を気にして、先生に気に入られようとして、部活をがんばったりが横行していました。ギスギスした空気がいじめを生み出していました。

子どもたちの声を聴こう

弁護士
東 敦子



高校に入ったとたん「大学、大」と言われ、朝課外授業は必修で、春休みも夏休みもなく、睡眠に襲われる日々でした。何の役に立つかわからないことを丸暗記する大学入試。大学生になったとたんその知識は抜け落ちました。

3. 今の子どもたち

2020年度のユニセフの調査によると、精神的幸福度について、日本の子どもはOECD加盟国38か国中37位でした。内閣府『令和元年版

子供・若者白書』でも、「自分自身に満足している」という設問に対して、「そう思う」、「どちらかといえどそう思う」という回答は、日本の子ども・若者は約45%でした。

ええ？ 比較的豊かな国では？ という声が聞こえてきそうですが、ユニセフの調査でも、日本は身体的健康（子どもの死亡率、過体重・肥満の子どもの割合）は1位なのです。心の幸福度が低いのです。最近、親も先生も子どもを殴らなくなったよね〜という物騒な発言も出てきそう

ですが、実際に私が受けた法律相談でも暴力に関する相談は多くあります。DVと同じで、殴る蹴るの暴力はわかりやすいし、警察も兇相も動きます。深刻なのは精神的虐待、教育虐待。成績や点数に固執し、一晩中正座をさせたり、反省文を書かせたりする親。「お前の負ける試合なんか見に行くんじゃない」と罵倒する勝利至上主義の親。ある高校の監督（教師）は練習中に「声が小さい！」といって体育館の外に生徒をたたせ、部長の生徒に目配せをし

て職員室に戻りました。監督の意をくんだ部長は下級生に殴る蹴るの制裁を加えました。教師は直接手を出していないので知らん顔。進学校（クラス）では生徒に対して一定の大学（ある程度学校の宣伝になる進学先）を推奨する指導が未だにあると報道されています。

4. 大人たちに呼びかけます

子どもの権利条約を批准して30年がたつのに自殺した児童生徒は年間400人を超え、不登校は約20万人に到達しようとしています。私たちが大人に何ができるだろうか…。今年10月、九州弁護士連合会は「子どもの学ぶ権利、意見表明権」に焦点をあてて、シンポジウムを開催します。NHKは「君の声が聴きたい」プロジェクトを始めました。まずは大人が「子どもたちの声を聴くこと」「意見を聞くこと」です。子どもたちの声を代弁します。私たちは親の安心や見栄のために勉強しているんじゃない、不確かな将来だから考える力をつけたい、言われるままの退屈な勉強なんてしたくない。部活で勝つて親のドヤ顔がみたいわけじゃない、先生の顔色をみて後輩を殴るなんてしたくない、特待生は学校の広告塔じゃない！大人たちは「君たちのためだよ」という殺し文句で、子どもの意見を封じていることに気づいて!!

通常業務に復帰しました!

弁護士
溝口 史子



ご報告

本年3月31日をもって、2021年度福岡県弁護士会副会長としての任期を終えました。弁護士登録10年を過ぎた頃からすっかり出不精になつてしまい、北九州部会に引きこもって仕事をしていました。福岡県弁護士会という広い視野で、弁護士会の運営や会員の業務をサポートする活動に関わることができ、大いに刺激を受けることができました。お世話になつた皆様、本当にありがとうございました。

また、会務のため1年間事務所を不在がちにし、ご相談者・ご依頼者の皆様にはご迷惑をおかけしました。4月1日より通常業務に復帰しておりますので、改めてよろしくお願いたします。

通常業務再開!



— まずは縄張り回復 —

昨年度、事務所に不在がちだったため、私の机は他の弁護士の作業台と化していました。事務所に顔を出すと、私の机の上には、他の弁護士の事件記録、誰の物ともつかない筆記具や廃棄予定のメモ・付箋類、お菓子やらが置きっぱなし。

ここは私の机です。もう帰ってきましたから、自分の机を片付けて、自分の机で仕事をしてくださいね。

— 修習生がやってきた —

業務復帰早々の4月7日、私のもとは司法修習生が配属されました。司法修習生とは、司法試験合格後、裁判官や検察官、弁護士になるために研修を受けている人です。当事務所ではほぼ毎年修習生をお預かりし、弁護修習の指導を担当しています。

私たち弁護士も、修習生の指導を担当する際には、意識的に、法律知識や理論、裁判実務について基本に立ち返って勉強します。また、修習生と話をしていると、自分が弁護士を目指した頃の気持ちを思い出すこともできます。弁護士にとっても、修習生の指導を担当することは、長年にわたり凝り固まつてしまった自分の実務に対する姿勢を正す上で、とてもありがたいのです。

…が、私は昨年度1年間、副会長としての業務に専念するため、事件を新しく受任していませんでした。

このため、修習生配属当初、私の手持ち事件数はほんのわずか、事件ファイルを収納する棚はスカスカ、修習生に勉強してもらう事件がほとんどありません。幸い、当事務所には弁護士が7名いるため、他の弁護士が指導に協力してくれました。おかげで、私1人が担当するよりも、修習生には多種多様、充実した研修を受けてもらうことができました。

— 図書係! —

当事務所では、弁護士7名で業務用の書籍を共用していますが、これまで特に図書係を置いていませんでした。このため、弁護士それぞれが欲しい書籍を購入しては棚に差し込み(しかも皆、書籍を使った後元の場所に戻さない!)、ジャンルは偏

り、新版旧版入り乱れ、本棚は「えーと、あの本どこに置いてあったっけ」という状態です。

そこで、本年度より、私が図書係を務めることとなりました。4月から少しずつ本棚の中身を検分していきますが、時折、棚の奥から出版年月日に「昭和」と記載された書籍があらわれ(四次元本棚!?)、驚いています。そういえば、当事務所は1981年開所の老舗でした。41年間蓄積された書籍を整理するのは、単年度では難しそうです。

— そして現在: —

4月・5月の2ヶ月を経て、私の手持ち事件数も徐々に増え、スケジュール帳も真つ黒に埋まってきました。さあ、これから本格的に頑張らねば!

また、昨年度は福岡県弁護士会の副会長として、男女共同参画推進本部の立ち上げに関わらせていただきました。このため、本年度も推進本部に残り、主に、女性会員の会務参画拡大、女性法曹の拡充に向けた活動を行います。また、弁護士会の法テラス対応室長として、法テラスの組織や運営等に関する協議等にも参加する予定です。

事務所での弁護士業務に、弁護士会務にと、忙しい日々が続きます。

20年後の社会



弁護士 平山 博久

1 今から20年前、僕は23歳で司法試験の受験生をしていました。

それまで中学等でパソコンの授業を受けた事があるものの、パソコンの起動とシャットダウン、マウスで絵を描く、キーの場所を探しながら文書を作成する程度の利用しかしておりません。文書作成も手書きの方が早いらしく、パソコン本来の性能を使えておらず、便利な機械とすら思わず、壊れたら面倒なので、むしろ使うことを敬遠していました。

過去の統計を調べてみたところ、内閣府調査における2002年当時の2人以上世帯におけるパソコンの普及率は60%を切っていますし、まだスマートフォンも日本にありません。スマートフォンが日本で普及するようになったのは、有名なリンゴのスマートフォンが日本で発売開始となった2008年以降のようです。**2** そして司法試験合格後、最初の目標は、パソコンを一通り使えるようになる、ということでした。

キーボードを見ずに打つための練習、フォルダ階層はどうなっているのか、インターネットの仕組み、インストールとアンインストール、接続にはどのような機器が必要なのか、トラブルがあったときにどう解決したらよいか等を少しずつ調べて覚えていきました。

そうはいつても自宅のインターネット環境は有線で、パソコンとプリンターも有線接続でした。その後、無線LANを自宅に導入したのは、弁護士登録した2004年頃です。

無線LANの歴史を調べてみたところ、日本に無線LANが上陸したのは1993年のようですが、今と規格が大きく異なったため家庭には普及せず、その後の規格変更で徐々に普及していき、2013年には全世帯の半数以上に普及したようです。**3** ところで、この20年で私たちの生活環境はどう変わったでしょうか。

街にはフリーのWiFiスポットが多数あり、有線ではなく無線でインターネットに接続することが日常的になっていきます。自宅でパソコンを開くまでもなく、外でスマートフォンを利用して様々なことを検索することが可能です。

また、インターネットへ接続は、パソコンやスマートフォンだけではありません。今や、テレビ、レコーダー、ゲーム機、音楽機器、エアコン、冷蔵庫をはじめとする様々な家電製品に無線LAN機能が付いているものがあり、WiFiでインターネットに接続できます。家電製品の不具合や欠陥等があった場合のデータ更新は、昔はパソコンで更新用データをダウンロードして当該製品に移したり、専門業者に任せていましたが、今は、当該製品自体が無線を通してデータを自動更新してくれます。

また、無線LAN機能を持つことにより、自宅のブルーレイレコーダーの録画データや、自宅のNASに保存している写真を家の外からスマートフォンで視聴・操作することが手軽にできる時代となりました。仕事上も画像・音声による会議や研修も頻繁にあつており、大きく変わったと思いますし、今後、裁判のIT化により、裁判制度自体が大きく変わっていくと思います。

生活が変わったのは大人だけではありません。学校では貸与されたパソコンを用いた授業や課題の提出もあつていきます。また、学校から新学期開始時に紙媒体の電話連絡網を配布されることもなく、大事な情報は一斉配信により瞬時に届きます。そろばん教室に通っている僕の子も、コロナ禍

の中、教室と画像と音声をつないで自宅でそろばんの授業を受けています。これらのデジタル機器の普及によるためか、今の子どもたちを見てみると、パソコンやスマートフォンの使い方をすぐ覚えますし、とても上手に利用するという印象です。僕が過去に持っていたデジタル機器に対する抵抗感・敬遠感は今の子どもたちには全くありません。

4 さて、この20年間で、技術の普及により、生活の利便性は大きく向上したと思いますが、残念ながら、人と人が命をかけて争い、傷つけあう世界は昔から全く変わっていません。

この文章を書いている今も、ロシアによるウクライナ侵攻が続いており、日々、多くの人が亡くなっています。この20年間の大きな技術革新や生活の利便性向上は、人の力によるものです。人は世界や社会を大きく変えることができる力を持っているはずですが、

そのような力を持った人であれば、人と人が争い、傷つけあう今の世界を変えることも可能である、と信じています。戦争のない平和な世界を実現することが、今の子どもたち、そして今後生まれてくるであろう未来の子どもたちに対して、私たち大人が果たすべきことではないでしょうか。

天国か地獄か

弁護士 朝隈 朱絵



地獄には、たくさんのご馳走が準備されていて、とても大きな鍋をみんなで囲んで食卓につきます。ところが、これを食べるために使えるのは、自分の身長以上の長さの箸で、みんな、上手に食卓に手が届かずに、目の前に沢山のご馳走はあるのに、みんな、いつも飢えに苦しみます。そのせいで、地獄では常に争いが絶えません。天国の食卓も地獄と同じ、たくさんのご馳走と長い箸が用意されています。ところが天国ではみ

れないとお腹いっぱい幸せいっばいです。みんな、鍋を囲んで、向かいの人に、「はい、どうぞ」と、食べ物を食べさせていたのです。人の為にと、自然に思える人の集まる世界は、飢えも争いもない、みんなが笑顔でいられる幸せな世界でした(天国と地獄の長い箸)。

ロシアによるウクライナ侵攻開始から約4か月。戦争というものを知らずに育った私にとっては、毎日TVで流れる映像が、同じ世界で起きていることとは信じがたく、見るたびに、有り得ない、こんなことが許されていいわけがない、と、酷い気持ちに陥ります。

もし日本も攻められたらどうする？日本も軍事力を強化して、対抗できる力をつけたい！アメリカと同盟を組んで、アメリカの核を共有し、日本は強いんだというアピールをしないと！攻められそうなときは攻められる前に、先に攻撃できるように「敵基地攻撃能力」を備えなければ…。不安から、単純にそういう気持ちになるのは理解できなくはありません。

ただ、このような考えは、本当に短絡的です。これまで専守防衛を守り、自衛の名の下にも戦争をしないとしてきた日本が、軍事力を強化したり、アメリカと手を組んだりすれば、逆に、他国の不安を煽ることにならないでしょうか。これでは、む

しろ、自ら攻撃の標的になりに行っているようなものです。ウクライナ侵攻の引き金は、ウクライナがNATO(軍事同盟)に加入しようとしたことです。「攻められたらどうする？」ではなく、「責められないためにどうする？」を考えるべきです。また、敵基地攻撃能力についても、ミサイルが飛んできそう…というのを察知するには、地下の頑丈な場所にあるかもしれない、移動式かもしれない、しかも当然複数あるはずのミサイルの動静を、常に把握しなければならず、技術も費用もとんでもないレベルのものが必要になります。さらに、相手国のミサイル基地を攻撃する場合、ピンポイントで上手くミサイルだけ破壊できるとは限らず、相手国の民間人の犠牲を払うことは必然でしょう。

また、日本も自分で対抗できるように軍事力の強化を！という考え。これについても、それだけの軍事力を備えるには、どれほどの費用が必要になるでしょう。全く現実的ではありません。貧困、福祉の充実、年金問題、ただでさえ、お金が足りないのがために解決できない問題は山積みなのに、軍事費に莫大な税金を使えば、国民の生活はさらに圧迫されることとなります。ところが、国民生活を顧みることなく、防衛予算は、年々、右肩上がりに伸び続けています。核軍備費1兆1000億円があ

れば、コロナ対策のための医療の充実(集中治療用ベッド1万5000台、人工呼吸器2万台、看護師7万人、医師1万人)が図れます。やられないように強い力を持って相手手を封じ込めよう、やられる前にやっつけてしまおう、というような、相手のことを考えない発想を持つ人間の作る社会は、正に、冒頭のお話の地獄です。その前に、日本はこれまで、どれだけ的外交努力を尽くしてきたのでしょうか。北朝鮮が脅威、中国が脅威と言いながら、きちんと向き合い、耳を傾け、解決策を模索するという姿勢を示したでしょうか。

平和は一朝一夕で作られるものではなく、まさに、不断の努力(憲法12条)なくして築くことは出来ません。頭の中がお花畑なんかじゃなく、それ相応の努力を重ね、地道に、あるべき解決策を模索していかなければなりません。力で相手を牽制し、やられたらやり返す、やられる前にやっつけてしまおう、という考えからは、歴史の繰り返しになることは目に見えています。憲法の前文は、日本だけでなく全世界の平和を謳い、「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と明記されています。過去の歴史の上に立った日本、様々な技術をもった日本だからこそできる、今、やるべきことを考えなければならぬと思います。

司法修習生とランチ

弁護士 二苦 和喜



司法修習生という言葉をご存知でしょうか。法曹になる、といえど司法試験の合格が一番に浮かびますが、実はそれだけでは法曹となることはできません。司法試験に合格した人たちは、合格後、裁判官・検察官・弁護士になる前に、最高裁判所から司法修習生として採用され、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護といったそれぞれの立場で研修を行い、卒業試験を受けて合格することにより、法曹となる資格を得ることが出来るのです。現在は、約1年間の修習期間が準備されており、2ヶ月弱のスパンでそれぞれの立場を経験した後、最後の座学を行い、試験を受けることとなります。

この原稿を書いている現在、弁護修習として、司法修習生が弊所に来ています。当然私も修習生として研修を受けていましたが、一番の楽しかったのは弁護修習でした。裁判所や検察では、基本的に建物の中にもつていますが、弁護修習では裁判所に裁判に行ったり、警察署に接

見に行ったり、会議に行ったりといろいろなところにかけていることが出来るという点で、他とは違った楽しみがありました。特に、弁護修習先の先生に連れて行ってもらった先で食べるお昼ご飯は、弁護修習中の楽しみでもありました。ということで、普段はバタバタお昼を済ませてしまいう私も、弊所に来ていた修習生をなるべく楽しいお昼ご飯に連れて行こうと努力しました。今回は、修習生と行ったランチで思い出に残ったお店を紹介します。

今日取り上げるのは、「焼きおにぎり」です。遠賀の方に出かけることがあつた際に、「炭火で焼きおにぎりを焼ける」というお店があると聞き、修習生と行ってみました。人気店だ、ということだったので予約をしていきま

したが、12時30分には満席の大人気店でした。焼きおにぎりを頼むと、目の前に真っ白なおにぎりと刷毛と醤油が出され、炭火が入った一人用の七輪が置かれます。焼き方の説明を受けますが、大事なことは「じっ

くり待つ」ということでした。つい様子を見たくなりませんが、それだと網に引っついてしまうので、焼きすぎか、と思う程度に待つ必要があります。早速焼いてみました。



真っ白なおにぎりを網の上に置いて、言われた通りじっくり待ちます。ちよつと待ちすぎたか、と思ったタイミングでひっくり返してみると、網に引っつかずにきれいにひっくりかえせました。



そのまま刷毛で醤油を塗りながら焼くこと15分、おいしそうに焼けました。



食べてみるとカリッとおいしく焼けていました。ちなみに、「焼きおにぎりのお茶漬けセット」でしたので、様々な食感を楽しむことが出来ました。自分で焼くというアクティビティ的な要素もあり、楽しいランチでした。

修習生がいる期間はもう終了してしまいます。また、来年以降の修習生の為、ランチスポットの探究を続けたいと思います。

おしらせ

8月15日(月)は夏季休暇のためお休みします。

一口法律相談

質問

所有土地を売却するのに境界確認して測量する必要あり、そのためには隣地に入らなければいけません、隣地所有者の所在が不明で連絡が取れません。どうしたらいいのでしょうか？



弁護士 田邊 匡彦

1 相隣関係規定の改正

民法の「相隣関係」の規定が改正され、2023年4月から施行されることになりました。

2 隣地使用権のルールの見直し

隣地に立ち入ることができ、ケースが増えました。従前は、境界又はその周辺における「障壁、建物等の築造・修繕」に限定されていましたが、「境界標の調査又は境界に関する測量と枝の切除」の場合も追加されました。更に従前は、隣地の使用を「請求できる」とされていましたが「隣地を使用できる」とされたので、隣地所有者の承諾がなくても使用することができるようになりました。予め、隣地所有者・隣地利用者へ通知することが求められていますが、事前通知が困難なときは事後通知でも良いとされましたので、隣地が放棄地で所有者が不明の場合でも、2023年4月以降であれば、所有者が判明したときに事後通知をすることを前提に隣地に立ち入ることができるように

なります。

3 関連する説明

住家については、その居住者の承諾が必要とされています。また、隣地所有者が判明している場合は、事前予告しなければならず、隣地使用者が立ち入りを拒否したときは、自力救済は認められないので、裁判所に提訴して認めてもらうしかありません。隣地使用に際し、損害が生じた場合は、償金請求されることとなります。

4 その他の相隣関係の改正点

(1) 従前は、隣の木の枝が境界線を越えて伸びてきたときは、自分で切ることはできないので隣地所有者に切除してもらわないといけないとされてきました。改正法では、
①切除催告したのに相当期間内に切除しないとき、②隣地所有者やその所在を知ることができないとき、③急迫の事情があるときには、土地所有者が自ら切除できるようにします。
(2) 継続的給付を受けるための設備設置権・施設使用権

電気・ガス・水道などのライフラインの継続的給付について、設備を他の土地に設置しなければならないときには、必要範囲で他の土地に設備を設置し、あるいは、他人が設置する設備を使用することができるとされました。これは従来の判例を踏まえて新設された条項です。この条項も上記2と同様に「使用することができ」とされており、①事前通知義務、②事前通知が困難な場合の事後通知③損害が生じた場合の賞金支払い義務等が定められており、隣地所有者が不明の場合でもライフラインを設置できることとなっています。なお、事前通知した隣地所有者が使用を拒絶した場合には、訴訟に訴えないといけないことも3項と同じです。

(3) その他、新設条項
所有者不明土地(建物)管理命令、管理不全土地(建物)管理命令を申し立てることができるようになります。今回は紙幅が尽きましたので、説明は割愛します。

相談は事前予約をおねがいします



月曜日 午前10時00分～午後7時30分まで
火曜日～金曜日 午前10時00分～午後5時30分まで
土曜日 午前9時30分～午前11時00分まで
(土曜日は、金曜17時までに予約の方のみ)

日曜・祝日はお休みです

相談予約受付時間

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から午後5時までにお電話下さい。

法律相談(初回30分)を無料にしました

☎ 093-642-2868

受付はWEBでもできます



<http://kurosakigoudo.jp/>

営業時間